

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	柰 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保健センター所長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安心・安全の町づくりに向けて 星 哲 夫 議員

(2) 带状疱疹ワクチンについてほか 中 村 忠 靖 議員

第 2 議案第 6 号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について

第 3 議案第 7 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 9 号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 10 号 坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 11 号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 12 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 13 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 10 議案第 14 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 11 議案第 15 号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について

第 12 議案第 16 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 13 議案第 17 号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第 14 議案第 18 号 令和 7 年度坂城町一般会計予算について

第 15 議案第 19 号 令和 7 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 16 議案第 20 号 令和 7 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 17 議案第 21 号 令和 7 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

第 18 議案第 22 号 令和 7 年度坂城町下水道事業会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、竹内優子会計管理者から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、8番 星 哲夫議員の質問を許します。

8番（星君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今年1月22日に起きました長野駅前の殺傷事件については、県民の皆様に鮮明に記憶に残る事件ですが、犯人逮捕に活躍したのは防犯カメラです。捜査関係者の防犯カメラのリレーの結果でした。子どもたちの安全を守るという観点から、村上保育園、坂城保育園、南条保育園、地元村上小学校に調査に行っていました。

町内3保育園のうち、南条保育園については、町では一番大きく、園児の人数も約120人。また、園の建物より運動場などが一段下にあるが、防犯カメラで園建物全体像が確認できていて、行き届いた保育園だと感じました。ただ、保育士さんも大勢いますので、防犯グッズがほかの園より少ないと感じられました。

最後に坂城保育園を視察に行って感じたことは、どの保育園の先生方も園児に対して真剣に取り組む姿勢に感動いたしました。また、園での避難訓練も火災、地震、不審者など、先生方の訓練に応じた対応があり、行き届いた訓練が実施されていることに安心・安全につながるかと感じました。

最後に坂城幼稚園を視察し、園の入り口の門が低いので、高く改築するなど園長先生が話されていました。

そこで、質問を4点ほど行います。

一つ目、保育園、小学校については、今まで不審者の侵入はあったか。

二つ目、不審者があった場合の対応は。

三つ目、不審者侵入の場合、保育園、小中学校には警察へ直通の連絡方法はあるのか。また、平常時の警察との連携は。

4点目、防犯カメラの設置状況は。

次に、防犯の観点から、町の橋について質問します。町の関係の橋は3か所あります。鼠橋、大望橋、昭和橋、大望橋は上平地区、網掛地区、上五明地区からの通学、または中之条地区方面からの通勤に利用する大変重要な橋である。

それぞれの橋は、通勤者や学生など利用する人も多い。国道は国土交通省、河川は河川事務所でカメラを設置している。２月１４日付の信濃毎日新聞には、県警は来年度、市町村や自治組織などを対象に、防犯カメラの設置費用を助成する事業の予算を大幅に拡充すると、１３日に開会した県会定例会の提案説明で明らかにした。

防犯カメラをめぐり、設置や記録管理に関するガイドラインの制定に向けた検討会を設ける方針を示したという記事が掲載されておりました。我が坂城町におきましても、安心・安全のまちづくりの観点から、橋にも防犯カメラを設置すべきと思うが、町の考えは。

以上です。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから、安心・安全の町づくりに向けてということで、イ、ロとご質問をいただきました。私は、この中で、ロの橋の防犯対策についてのご質問にお答えしまして、イの保育園、小中学校の防犯対策等につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

今お話のありました、本年１月２２日夜８時過ぎにＪＲ長野駅前で男女３名が刃物で刺され、お一人が亡くなるという大変痛ましい通り魔事件が発生いたしました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われたお二人とご遺族の皆様にご心からお見舞い申し上げますところであります。

さて、星議員さんからは、町内の国道や河川に設置されたカメラを例に、町管理の鼠橋、大望橋、昭和橋にも防犯カメラをとのご質問をいただきましたが、こうした国道や河川のカメラにつきましては、刻々と変化する車両の往来のほか、雨天あるいは降雪時などにおける路面の状況や河川の水位の状況などを随時把握し、災害対応を含め管理者が適切な管理を行うことを目的として設置されている、いわゆる監視カメラと認識しております。

町におきましても同様に、施設の管理運営上必要となる箇所や、災害対応のため監視が必要となる箇所にはカメラを設置し、運用しているところであります。鼠橋、大望橋、昭和橋にも千曲川の水位の状況などを確認する監視カメラが設置されており、これにより、千曲川の水位とともに、人や車両の往来を確認することができる場所です。

なお、冒頭で申し上げましたＪＲ長野駅前殺傷事件の犯人逮捕には、付近の防犯カメラのほか、県警の呼びかけに応じて情報提供のあったドライブレコーダーの映像が大変大きな役割を果たし、それらの映像をつなぎ合わせるリレー捜査により犯人の特定につながったと報じられております。

当町におきましても、町内に設置している監視カメラのほか、消防団車両を含む公用車へのドライブレコーダーの設置を進めておりまして、万が一事件が発生した際には早期解決の一助になるものと考えております。

犯罪につきましては、起きてしまった後の早期対応、早期解決はもちろん重要であります。

何よりも、地域ぐるみで犯罪を未然に防止する取組が最も大切であると考えているところであり
ます。

当町におきましては、県内の他市町村に先んじまして犯罪被害者等支援条例を制定するなど、
犯罪の被害に遭われた方への支援の重要性を認識するとともに、犯罪の未然防止についても強
く意識し、取り組んできたところであります。

町における安心・安全なまちづくりに向けた取組といたしましては、第6次長期総合計画第
4章第3節にあるように、地域住民や警察、町防犯協会、青少年を育む町民会議、千曲少年警
察ボランティアなど関係団体と連携し、地域ぐるみの防犯活動や防犯意識の啓発に努め、犯罪
の起こりにくい環境づくりを今後も推進してまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 1. 安心・安全の町づくりに向けてのうち、イ. 保育園、小中学校
の防犯対策はについてのご質問に順次お答えいたします。

今年1月に発生した長野駅前殺傷事件では、犯人が逃走を続ける中、長野市内の小中学校で
は、保護者による付添い登校や送迎が行われ、学校の入り口には、警察官や地域のボランティ
アが立って登校を見守るなどのほか、市教育委員会では不安等を感じる場合は登校を控えても
欠席扱いにしないとする対応をするなど、学校生活にも重大な影響があったところであります。

そのほか、全国に目を向けますと、過去には学校への侵入事案により痛ましい事件が発生す
るなど、町といたしましても、保育園や学校における園児や児童生徒の安全確保については、
最優先課題として認識しているところであります。

初めに、保育園、小中学校において、今まで不審者の侵入はあったかのご質問ですが、過
去5年間に遡り調査したところ、保育園、小・中学校ともに不審者の侵入事案はありませんで
した。

続きまして、不審者があった場合の対応についてのご質問ですが、保育園におきましては、
園児が安心して園生活が送れるよう、各保育園において安全計画を策定し、施設・設備・園外
環境の安全点検や避難訓練、火災想定訓練をはじめとした各種訓練などを実施しております。

この安全計画における不審者立ち入り対応マニュアルに基づき、職員が冷静に協力体制を取
り、園児の安全確保を最優先とし、事態に対応するよう定めており、有事に対応できるよう、
年1回不審者侵入対応訓練を実施しております。

小・中学校におきましても、各学校で不審者対応を含む危機管理マニュアルを策定しており、
毎年、年度当初に校内でマニュアルの確認を行い、非常時に迅速な通報、避難ができる体制を
整えるとともに、保育園と同様、不審者対応訓練に取り組んでおります。

なお、不審者侵入対応訓練におきましては、園内、学校内での情報伝達の手順の確認、園児
の安全確保、避難、警察等への通報といった手順の確認を目的に、保育園では、職員が不審者
役となり、実際の対応方法について確認を行っているところでございます。

また、それぞれの園で実施した訓練の反省点を職員間で話し合い、その際に出た改善点などは、各園にとどめず3園共通の安全確保策として共有することで、有事の際の園児の安全確保に努めております。

小学校におきましては、児童、教職員を対象に千曲警察署の指導の下、通報、不審者対応、児童誘導・避難訓練や、連れ去りなどについての学習等を実施し、安全対策に努めているところであります。

続きまして、不審者侵入の際の保育園、小中学校から警察へ直通の連絡方法及び、平常時の警察との連携についてのご質問でございますが、現在のところ、警察へ直接つながる連絡手段はありませんが、小学校には委託警備会社による緊急通報システムが導入され、教室を中心に非常押しボタンが設置されており、有事の際には、ボタンを押し、職員室、警備会社に通報する仕組みとなっております。

なお、平常時の警察との連携につきましては、保育園では、坂城町交番の警察官にご指導いただく年2回の交通安全教室の際に、各園の防犯をはじめとした意見交換や意見交換や情報共有をするほか、防犯上の軽微な懸案事項につきましても、その都度、交番や千曲警察署に相談し対応いただくなど、日頃から連絡を密にすることで、園児の安全確保につなげており、緊急時においても、迅速な対応を図ることができると考えております。

また、学校におきましては、不審者侵入対応訓練や防犯、交通安全学習において、千曲警察署、坂城町交番から講師を招くとともに、各学校が組織する学校運営委員会に坂城町交番の警察官を委嘱し、日頃の学校の状況などを把握していただくとともに、有事の際の協力体制を構築しております。

次に、防犯カメラの設置状況についてでございますが、具体的な設置場所についての答弁は控えさせていただきますが、それぞれの保育園・学校には、園児や児童生徒及び職員や来客者等の出入りを確認できるよう、3台から4台の防犯カメラを設置しており、園児・児童生徒の安全確保及び防犯対策に努めております。

8番（星君） それでは、一番最初の町長の答弁のほうから再質問させていただきます。

町長の答弁からは、千曲川右岸のカメラが防犯カメラの役割になっていることがわかりました。さらなる防犯対策として、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金制度を使って、さらなる防犯対策として、三つの橋の左岸側にもカメラを設置してはどうか。

また、これに関連して、坂城町には橋は五つございます。まず坂城大橋、笄橋、これは県の関係の橋ですが、町から設置の要望をしていただきたいと思います。これについて、再質問をよろしくお願いいたします。

住民環境課長（山下君） ただいまの再質問にお答えいたします。

再質問にございました長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金制度でございますが、

その補助対象につきましては、地域住民により構成される自治組織及び組合または団体となっており、ここでいう自治組織には自治区や自治会や区などが含まれており、地域住民や団体、組合において防犯カメラを設置することも可能であるとされております。

町としましては、地域の安全を守るために地域住民が防犯カメラを設置することも含め、各区などの地域や関係機関、団体等が主体となって取り組むことのできる防犯対策について、警察や町、防犯協会など、関係団体と連携して検討してまいりたいと考えております。

8 番（星君） 今の防犯カメラについては、町長、また担当課長から答弁をいただきましたが、さらなる防犯カメラの設置について、ご協力をひとつよろしく願いいたします。

続きまして、保育園の関係の再質問をさせていただきます。

じゃあ2点ほど。1点目は、防犯グッズはどんなものがあるか。

2点目、保育園の防犯カメラの映像から、不審者の侵入などがあった場合に、直接警察へ通報できるような手段は取れないか。子どもたち、また職員の安全のために、できればボタンを押すだけで警察への通報ができるようなことはできないか。

この2点についてお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。

初めに、保育園の防犯グッズといたしましては、各施設に設置されております防犯カメラに加え、有事の際に不審者と距離を保ちながら対応するためのさすまたを設置しております。

次に、保育園において、不審者侵入時に警察へ直接通報できる手段が必要ではないかについてのご質問ですが、保育園や小中学校におきましては、不審者の侵入等が発生した際には、まず、園児・児童生徒の安全確保を最優先に対応することとしております。その上で、安全確保が確認できた段階で警察への通報を行うこととしております。

一方で、不審者侵入などの緊急事態においては、警察への迅速な通報も必要不可欠であると認識しております。そのため、保育園や学校では、日頃から迅速な通報が行えるよう、保育士や教職員同士の連携を図っているところでございます。さらに、警察への連絡手段につきましては、他市町村の先行事例を調査するとともに、警察や警備会社との意見交換を行いながら、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

今後も、子どもたちが安心して園生活や学校生活を送れるよう、引き続き防犯対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

8 番（星君） ただいま、課長のほうから答弁がありましたが、やはり緊急の場合ですからね、銀行なんかはボタンを押せば警察へ。火事の場合も押せば、火事の消防車と、そういうふうに素早くできるような体制を取っていただければありがたいと思いますので、その点はよく考えてお願いいたします。これにて、一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前１０時２４分～再開 午前１０時３４分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、７番 中村忠靖議員の質問を許します。

７番（中村君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

まず初めに、山村町長の招集挨拶にもありました先月２８日発生の上田市の山火事、また、岩手県大船渡市の大規模山林火災では、山林だけでなく１００棟を超す住宅火災、大船渡市面積の９％焼失の報告もあり、１０日によりやく避難指示が解除されました。

私自身、２０歳後半、岩手県盛岡市に４年ほど在住し、仕事で三陸海岸を度々訪れたこともあり、２０１１年３月１１日の東日本大震災、そして今回の大規模火災と、度重なる惨状に言葉も見つかりません。被災された皆様方には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧、復興を願うばかりです。

また、記憶に新しい２年前には、当町でも山野火災がありました。この先、春の３月から５月にかけては、空気が乾燥し火災が発生しやすい状況です。町民の皆様には、火の取扱いには特段の注意をお願いいたします。

さて、今回の質問では、一つ目に带状疱疹ワクチンの費用助成について２点と、二つ目は生命（いのち）の安全教育について２点質問させていただきます。

１．带状疱疹ワクチンの費用助成について。

一昨年６月議会、昨年６月議会の一般質問でも取り上げ、町の見解をお聞きしました带状疱疹ワクチンの費用助成ですが、今までも症状などについて説明しておりますが、再確認の意味で簡単にお話をさせていただきます。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因であり、日本人の成人の９０％以上の体内に潜んでおり、加齢や疲労、体力・免疫力の低下、ストレスなどにより、５０歳を境に発症率は急激に上昇し、６０歳から８０歳代でピークを迎えます。８０歳までに約３人に１人が带状疱疹になると言われております。さらに、この１０年で２０歳代から４０歳代の発症率も増加傾向にあります。

発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、生活の質の低下を招きかねません。また、現れる部位によって顔面神経麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。しかし、予防効果の高いワクチンは接種費用が高額になります。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気で活躍されることは、とても大切だと思います。安心して生活するためにも、病気になってから治療するのではなく、病気を

未然に防ぐという観点からも、ワクチン接種をしやすい体制を整えることが重要であると考えます。

私ども公明党は、带状疱疹ワクチンの自治体による接種費用の助成を進めてまいりました。その結果、2024年12月現在で、県内の22市町村に50歳以上を対象とした助成制度が導入されました。

発症の原因は、過去に感染した水ぼうそうのウイルスが治療後も体内に潜伏しており、大人になってから免疫力が低下したときに、ウイルスが活性化して発症するものです。そして、2025年4月からいよいよ国による定期接種化が実現し、町の新年度予算にも接種費用が計上されました。

そのような中、県内で既に実施方針が出された塩尻市の例を挙げますと、生ワクチン、不活化ワクチンともに、接種費用額のうち自己負担額は約3割程度ともお聞きしております。

そこでまず、带状疱疹ワクチンの費用助成について2点お聞きします。

1. 定期接種化となった带状疱疹ワクチンの内容として、開始時期、対象者、ワクチンの種類、接種回数、接種期間、実施医療機関、そして町民の負担額は。

二つ目として、坂城町において受診される対象年齢である65歳以上の対象者数と、今後の周知方法、接種の手順、申請方法は。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま、中村議員さんから带状疱疹ワクチンについてのご質問いただきました。今お話がありましたように、以前にも中村議員さんからは一般質問で带状疱疹ワクチンの費用助成についてというご質問を数度いただきました。町としても、国の施策がまだない中で、独自の施策を取り入れたい、前向きに検討したいというお話を申し上げたところでございますけれども、そういう経過も含めましてご説明を申し上げたいと思っております。

まず初めに、带状疱疹につきましては、過去に水痘、いわゆる水ぼうそうにかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが、加齢あるいは疲労などの免疫力低下によりまして再活性化することにより、神経に沿って帯状に、時に痛みを伴う水泡が現れる病気であります。

また、带状疱疹は加齢がリスクとされ、50歳代以降に発症する方が増え始め、70歳代をピークとして、80歳までに3人に1人がかかると言われております。

さらに、代表的な合併症の一つとして、皮膚の症状が治った後にも痛みが残る带状疱疹後神経痛があり、日常生活に支障を来すほどの痛みが続くこともあるため、早期に適切な治療を行うことが必要であると言われております。

こうした带状疱疹の発症や重症化を予防するための有効な対策の一つとなるのが、予防接種であります。

しかしながら、このように重症化すると生活にまで影響を及ぼす带状疱疹であります、予

防接種については、公費負担のある定期接種ではなく、全額自己負担による任意接種とされてきたところであり、町としまして、こういう状況に鑑み、接種費用の独自助成について検討を進めてきたところでもあります。

こうした中で、国におきましても、带状疱疹ワクチンの定期接種化につきまして、平成28年から検討が進められ、昨年12月の審議会において、带状疱疹ワクチンが予防接種法上の定期接種に位置づけられることが決定されたところであり、これを受けまして、町におきましても、令和7年度一般会計当初予算に接種に係る経費を計上したところでもあります。

ご質問の带状疱疹ワクチンの接種の内容についてであります、開始時期は今年の4月1日からとされ、対象者は、該当年度内に65歳を迎える方と、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障がいを持つ60歳から64歳の方となっております。

また、今回新たに定期接種が開始となることから、5年間の経過としまして、70歳以上で5歳ごとの節目年齢になる方も対象とされ、これによりまして5年以内に65歳以上の全員の方に接種の機会が提供されるということになりました。

次に、定期接種に用いるワクチンの種類といたしましては、乾燥弱毒生水痘ワクチンのビケンと、乾燥組換え带状疱疹ワクチンのシングリックスの2種類であります。

まず、ビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、皮下に接種します。発症予防効果は50%程度で、効果は5年程度持続するとされており、主な副反応としまして10%以上の方に注射部位の痛みや腫れなどが現れるとされております。また、病気や治療によって、免疫の低下している方は接種を受けることができないものであります。

一方、シングリックスは、病原体となるウイルスのたんぱくの一部から作られる組換えワクチンで、接種回数は通常2か月以上の間隔において2回、筋肉内に接種いたします。発症予防効果は90%程度で、効果は10年程度持続するとされており、主な副反応といたしまして70%以上の方に注射部位の痛み、10%以上の方に、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされております。

なお、該当年齢の方の定期接種としての接種期間は、いずれも1年間でありますので、来年度の接種対象の方は、令和8年3月までに接種を完了する必要があります。

また、接種を希望する方は医療機関で実施することになりますが、町内外の実施医療機関につきましては、町ホームページのほか、接種対象者への案内の際に併せてお知らせしてまいります。

次に、接種にかかる自己負担額であります、带状疱疹ワクチンの定期接種は、予防接種法により個人予防を目的とするB類疾病に位置づけられるため、一部個人負担をいただくこととなりますが、接種費用のおおむね25%から30%程度で接種を受けていただけるよう、調整

してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、来年度の町内の65歳以上の接種対象者数としましては、来年度中に65歳を迎える方に加え、70歳以上の5歳ごとの年齢になられる方及び100歳以上の方で、合わせて1,060人程度になる見込みであります。

また、今後の周知につきましては、4月初旬に対象者全員に接種の案内通知を個別に送付し、確実な周知を図るとともに、「広報さかき」への掲載や町ホームページにおいて広く周知を行ってまいります。

次に、接種の手順についてであります。接種を希望する方が、ご自身でワクチン接種を実施する医療機関に直接予約をしていただき、町からの案内通知に同封する带状疱疹予防接種予診票と予防接種済証を医療機関に提出され、接種を受けるという流れになります。

今回は、新たに始まる带状疱疹ワクチンについてご説明させていただきましたが、該当される皆さんにはご自身の健康を守るため、定期接種の機会をぜひご活用いただきたいと思いますと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町長より説明をいただきました。内容については理解いたしました。その中で、高齢化社会に向かっている現在、働き盛り世代である50歳から64歳については、既に費用助成がされている自治体が県内に22市町村あります。当町におきましても、今後安心して健康で過ごせるよう、費用助成の積極的な支援、検討をお願いしたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

2. 生命（いのち）の安全教育について

日本の年間自殺者数は、令和4年中における厚生労働省、検察庁からの資料では、令和5年3月14日で2万1,881人とあり、そのうち19歳までの少年の自殺者数は796人です。また、令和3年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果、及び令和4年10月27日文部科学省初等中等教育局児童生徒課の資料によれば、いじめの件数は61万5,351件で、不登校児童生徒数及び不登校生徒数は29万5,925人であるとの報告がされております。

本来、生きていく力を持っている子どもたちが様々な社会的要因を受け、様々な困苦に出会っております。個々の力だけでは困難なこうした社会的状況と向き合っている子どもたち、また、今後向き合うかもしれない子どもたちを含め、全ての子どもたちにそれぞれが既に心の中に持っている生きる意味、生きる価値、生きる力に気づいていただくための場を提供することの重要性を認識する必要があります。そのため、子どもたちの世界へ直接働きかけることも重要となり、命の授業の取組も必要と考えます。

その中で以下のような取組もされており、紹介させていただきます。あるところが教育機関に出向き、授業を行う中、子どもたちからの直接的な言葉、また、子どもたちから届いた手紙

を通して、多くの気づきを学んだ。その中でも最も重要な気づきの一つとして、命、人権、道徳に関しては、一方的な講演形式では子どもたちの心に届かないということです。

特に、教えようとしたり、言葉だけで伝えようとしたり、あるいは理解させようとすることは、子どもたちの心を命、人権、道徳からむしろ遠ざけてしまうのです。子どもたちからの声で、今日の授業で命は知識として教えるものではないという言葉聞いて、今まで自分の中にあった命というものがいろいろな人によってつくられたものであって、自分が思う命ではなかったことに気づいたとありました。

ここで、生命（いのち）の安全教育の趣旨・目標について、指導の手引書には以下のように書かれております。

1. 生命の安全教育の趣旨・目標。性犯罪・性暴力対策の強化では、「性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要がある。令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日決定）に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていく。」

目標として、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において生命の安全教育を推進しています。

また、文部科学省の資料を引用すると、「生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行為、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身に付けることを目指すものである」とあります。文部科学省や地方自治体、学校などが主体となり、年齢や発達段階に応じた指導を行います。

ここで、生命の安全教育の目的として、以下のようなことが挙げられます。

1、命の尊さを学ぶことでは、命がかけがえのないものであることを理解し、自分自身や他者の命を大切にする意識を育てる。生きる力や自己肯定感を高め、健全な心身の成長を促す。

二つ目に、自分を守る力を育むことでは、性暴力、虐待、いじめなどの危険から身を守るための知識や行動を学ぶ。また、嫌なことは嫌と言っていい、信頼できる大人に相談するなど、適切な対処法を身に付ける。

三つ目に、他者を尊重する心を養うことでは、相手の気持ちを尊重し、思いやる行動をとることの大切さを学ぶ。また、人権意識を育み、ハラスメントや差別の防止につながるとあります。

そして、課題として次のようなことが考えられます。

一つ、性教育への抵抗感では、一部の保護者や地域社会から、子どもに教えるには早すぎるとの声もある。また、適切な情報提供と年齢に応じた指導が重要です。

二つ目に、相談先の周知不足では、被害を受けた子どもたちがどこに相談すればよいかわからないことが多い。また、子ども110番、児童相談ダイヤル189などの相談窓口の認知向上が必要です。

三つ目に、ネットの危険からの保護では、SNSを通じた犯罪、児童ポルノ、詐欺、誹謗中傷への対策が不可欠であり、フィルタリングの強化、情報モラル教育の充実が求められるなど。

そこで、イ．坂城町の取り組みについて、2点お聞きします。

1．坂城町の小中学校では、生命（いのち）の安全教育をどのように実施しているか。

2．全国的に外部講師や専門家を活用した教育が進んでいるとお聞きしますが、坂城町ではどのような取組をしているか。

以上、2点について答弁をお願いいたします。

教育長（塚田君） 2．生命（いのち）の安全教育についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生命の安全教育につきましては、先ほど中村議員様からもありましたが、令和2年に内閣府が制定した性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力の予防の一環として位置づけられた、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において行われる教育とされております。

目的につきましても、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解すること、また、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度などを身につけることとされており、国では、就学前から大学まで子どもの発達段階に応じた学習内容を示しております。

ご質問いただきました、町立小中学校における生命の安全教育の取組状況につきましては、まず、小学校における教育として、保健の授業において体と心の発達、発育についての学習に加え、各校で外部講師による性教育・命の授業を実施しております。

この外部講師による授業では、低学年で、1年生から3年生で命の誕生と家族や周囲の人との関わり、世界で1人だけの自分の大切さについて学習し、高学年、4年生から6年生では思春期の体と心の変化、男女の違いや他人が見たり触ったりしてはいけない、特定の身体的部位を意味するプライベートゾーンの理解と尊重。また、性被害を防止するためのインターネット、SNS等の危険性や、インターネット上に投稿者の意図に反して半永久的に書き込まれた情報や画像等、一度拡散した情報を完全に消すことができないデジタルタトゥーについて学習しております。

このほか、人権に関する学習として、自己と他者の違いを認め、思いやりを持って接すること、性の多様性（LGBTQ）についての啓発を行い、自己と他者を尊重する意識の向上を

図っております。

また、中学校では、同じく保健の授業における学習のほか、外部講師による性教育、情報モラル、犯罪防止啓発に取り組んでおります。

主な内容といたしましては、全学年を対象とした情報モラルに関する講演会においては、インターネット、SNS等の危険性について啓発を行っております。

さらに、1学年を対象とした性教育講演会では、命の尊さ、ジェンダーについて、3学年を対象とした性教育では性暴力の加害者・被害者にならないための知識、判断力の学習、犯罪の重大性や周囲に与える影響についての学習を実施し、それぞれの進路に踏み出す生徒に、社会の一員としての自覚を促す啓発に取り組んでおります。

このような学習・啓発活動に加え、各学校においては、児童生徒の性被害の未然防止対策として、相談窓口や相談週間を設け、校内での相談体制を整えるとともに、警察等の専門機関による相談窓口について、パンフレットの配布等による周知を図っております。

また、アンケート調査を通じ、いわゆる気になる児童生徒がいた場合には、医療やカウンセリングの受診を勧奨するなど、被害防止と被害の兆候の早期発見に努めております。

次に、外部講師、専門家の活用の取組状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、各校では授業、講演会等において、外部講師の活用を進めております。

具体的には、性教育については町内の助産師、助産師会からの派遣講師、県内の高校から性に関するアドバイザーを招いて実施しております。

このほか、情報モラルについては近隣市から情報教育の講師を、犯罪防止啓発では少年鑑別所に講師を依頼し、それぞれ専門家の知見を活用しながら、学習内容の充実に取り組んでおります。

今後、各学校におきましては、これまでの取組に加え、保護者を対象とした性教育の機会や子どもたちに対するSOSの出し方の学習などを検討しており、教育委員会といたしましても、それぞれの学校での取組や他の自治体の事例など学校と共有し、学校における生命の安全教育の充実と、児童生徒の性被害等の防止を図ってまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、教育長より答弁をいただきました。最後に、生命の安全教育は、単なる防犯指導ではなく、子どもが自分を守る力を身につけ、他者の命も大切にすることを学ぶ重要な教育です。これに対して、阿部文部科学大臣は、今月2月中旬に追加募集を行うとの回答。整備、加速へ取組をしっかりと進めると明言しております。

また、先ほども教育長から説明がありましたとおり、近年、教職員の負担が増えている現状なども踏まえ、生命の安全教育をより充実させるためには、外部講師や性教育認定講師などを招いての講演、ワークショップの開催などが有効と考えます。それと同時に、保護者でもある大人も学ぶ機会を増やしていくことが必要なことと考えます。

当町でも、今後より一層、学校、家庭、地域が連携し、よりよい教育環境を整え、安全・安心な社会を築いていくことが強く求められていることを申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時05分～再開 午前11時15分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

議長（滝沢君） 続いて、日程第2「議案第6号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」以下、12件の議案につきましては、全て去る3月3日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第6号 千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の変更について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第7号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第8号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第9号 坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第10号 坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねいたします。これは長期というのは大体どのぐらい、何年間を予定しているのでしょうか。

D X推進室長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

この長期継続契約につきましては、最大で5年以内ということで予定をしております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第11号 坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

9番（玉川君） し尿のことについてなんですが、説明では、下水道との料金の平準化、これが第一とのお話をいただきました。具体的に下水道の料金とくみ取りの料金の差はどのくらいあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物のうち、し尿及び家庭雑排水汚泥の手数料の改定につきましては、下水道の利用家庭との平準化を図ることを目的として改定するものでございますが、下水道の使用料とし尿処理の家庭の比較につきましては、一般的な家庭ということで比較させていただいておりますが、1年間の下水道の使用料に対して、し尿処理、家庭雑排水汚泥処理の手数料については、し尿、家庭雑排水処理のほうが75%ほどの金額となっております。

9番（玉川君） 今ですね、下水道につないでいないと、つなげられるんだけどもつないでいないという方に聞いてみますと、経済的な問題、つなぐためのお金がないというような問題がかなりあります。

実際に、町では、し尿処理の投入について補助を出していただいているということですが、今、値上げしたとしても、今後さらにその対象者が減るということで、町のほうとしては、業者さんに補助をするというようなことはお考えにならないのでしょうか。できれば考えていただきたいと思いますが。

住民環境課長（山下君） ただいまのご質問でございますが、町としましては下水道への接続を推進しており、下水道へ接続できる家庭につきましては接続をお願いしているところでございます。今後、下水道区域外など接続できない地域につきましては状況を勘案しまして、今後検討してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第8「議案第12号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） ちょっと1点質問させていただきます。家庭的保育者の条件というのは、市町村が実施する研修を修了した保育士、あるいはまた保育士同等以上の知識及び経験を有する方ということで、市町村長が認める研修が必要なことだというふうに思うんですが、この研修

について、どんな研修で、期間はどのぐらいの期間でこういう研修をされるのでしょうか。

子ども支援室長（橋本君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

家庭的保育事業所等に置かなければならないとされている家庭的保育者につきましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者としておりまして、町といたしましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者とされていることから、町長や県知事などが行う研修を修了した方などの専門的知識や経験がある方などを想定しておりまして、その研修につきましては、現在、国の実施要綱に基づき、県が実施しています長野県子育て支援員研修がありまして、子育て支援分野で必要となる知識や技能等を習得するための研修でございます。

なお、家庭的保育者につきましては、８科目８時間の基本研修と１７科目２４時間の専門研修の合計２５科目３２時間の研修を修了していただく必要があるものであります。

議長（滝沢君） 大森議員、今の質問はですね、議案第１３号の次の質問内容になっておりましてので、どうしましょう。一応もう１回、議案第１２号で。議案第１２号ではありますか。

１４番（大森君） 運営と施設の関係ですので、結構複雑といいますかね、調べるのが大変でしたので申し訳ないですが、いずれにしてもですね、これは附則でですね、第７項中の１０年を１５年に改めていくということで、これは延長するんですが、認可保育園ということにはなってくるんですけども、本当はこれは公的保育として施設をきちんと用意して、ゼロ歳児保育も町が主体としてやっていくと。現在、坂城町はやっていきますので、それはそれでいいんですが、これは国からの押しつけということにもなるんですが、これを延長していくというんじゃなくて、これを早く解消して、公的保育、公共団体が実施する保育園にしていくということのほうが必要であるというふうに思うんですが、国のほうではどんどん民営化を推し進めているという一つの足がかりだというふうに思うんですけども、この点について、なぜ１５年に改めるのかちょっとお尋ねいたします。（発言する者あり）

いや、これは議案第１２号ですよ。担当課長、確認してみてください。

子ども支援室長（橋本君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の改正につきましては、保育内容の提供支援、代替保育の提供、卒園後の受皿を担う連携施設の確保が難しく、連携施設の確保のできていない施設が一定数全国的にまだあるとの状況を踏まえての改正であると承知をしております。

当町につきましては、今のところ該当する施設はありませんが、今後こうした施設の認可にあたりましては、条例の趣旨に基づき、適切な連携施設が確保されるよう対応してまいりたいと考えております。

１４番（大森君） 連携ができてないということですので、やはりそもそも基本的な組立てができてないということなんですよ。こういう安易な認可保育園にしていくということは、子ども

にとって一番の不幸なことだというふうに思います。以上、私の意見です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第9「議案第13号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議長（滝沢君） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 先ほどの議案第12号ではですね、本則の第7条に規定しているのが、家庭的保育事業者が保育連携する施設を適切に確保することを求めています。ところがですね、議案第13号の附則では、これまで5年だったものが15年まで延長するということで、議案第12号の内容から見ても、今度これは15年まで延びているということになります。施設間の連携がなくてもですね、15年も延長ができるということの意味だと思うんですが、これはあまりも長過ぎていると。先ほどの10年というのと比べて、またこれは延長されているということで、本当に子どもの状況が劣悪な状況になっていくというふうに感じるわけですが、当然これはもう町長の認可ということになりますので、これについてはチェックは入るかもしれませんが、悪く見ればそういうことになってしまうと。だから10年後に廃業ということにもなりかねません。やはりしっかりした保育体制が必要だと思うんですが、この点については、今度は15年になっているんですが、これについてはどのような見解なのでしょうか。

子ども支援室長（橋本君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、今回の改正につきましては、連携施設の確保ができていない施設がまだ一定数あるとの全国的な状況を踏まえての改正であると承知をしているところであります。

今のところ、当町におきましては、該当する施設はないところでありますが、今後こうした施設の認可にあたりましては、条例の趣旨に基づき、適切に連携施設が確保できるよう対応してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第10「議案第14号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第11「議案第15号 坂城町運動場条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第16号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第１３「議案第１７号 坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（滝沢君） ここで昼食のため、午後１時３０分まで休憩といたします。

（休憩 午前１１時４５分～再開 午後 １時３０分）

議長（滝沢君） では、再開いたします。

◎日程第１４「議案第１８号 令和７年度坂城町一般会計予算について」

議長（滝沢君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

ではまず、歳入について質疑に入ります。

９番（玉川君） お願いいたします。予算書３ページの款１町税、項１町民税、これの個人、法人町民税の増収の見込みがありますが、これの説明をお願いします。

続きまして、１３ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、これの新しい地域経済・生活環境創生交付金、これの説明をお願いします。

続きまして、１６ページ、款１５県支出金、項２県補助金、目３農林水産業費県補助金、これの林業費補助金について、森林病虫害等防除事業（伐倒駆除）の予定地域がありましたら教えてください。

続きまして、２０ページ、款１８繰入金、項２基金繰入金、目１基金繰入金、これの財政調整基金とふるさとまちづくり基金の残高、これを教えてください。

最後になります。２１ページ、款２０諸収入、項３貸付金元利収入、目１貸付金元利収入、これの節２同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入、１２万円あります。これの残高、人数、件数について説明をお願いします。以上５件、お願いいたします。

収納対策推進幹（細田さん） 予算書３ページ、款１町税、項１町民税、目１個人町民税の増収分の説明について。こちら前年度当初比６千万円の増額につきましては、令和６年度に実施した国の施策である定額減税の終了によりまして、減額分６千万円を戻したものであり、現年課税分として７億４千万円を計上いたしました。

続いて、目2 法人町民税の前年度当初費2億1千万円の増額につきましては、いまだ続く物価高による原材料費等の高騰等のリスク要因はあるものの、売上げの増加や円安の影響等により、現段階で業績が好調に推移している企業もあることから、現年課税分として2億1千万円増額としたところでございます。

D X 推進室長（瀬下君） 私からは、ページ13ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金のうち、目3 土木費国庫補助金、それから目9 総務費国庫補助金の新しい地域経済・生活環境創生交付金、こちらのご質問にお答えいたします。

今回、政府はこれまでの地方創生の取組の見直しをいたしまして、新たな施策として地方創生2.0、こちらを打ち出しました。地方創生に資する取組を支援するため、この交付金を創設したところでございます。

今回の予算に計上いたしましたものにつきましては、このうちのデジタル実装型とされるものでありまして、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金、こちらにあたるものであります。こちらは、デジタル技術を活用した地方の取組を支援するための交付金であります。交付率といたしましては、主にはシステムを構築するための経費としまして、こちらの2分の1であります。

充当する事業といたしましては、町のフロントアプリといたします自治体統合アプリ、こちらの構築と公共施設の予約システム、こちらをさらにブラッシュアップさせるスマートロックシステムの導入、それから紙の路線図、こちらをデータ化いたしまして、ホームページ上に公開する事業を予定しているところであります。

商工農林課長（北村君） 私からは、森林病虫害等防除事業のご質問にお答えします。

予算書16ページ、款15 県支出金、項2 県補助金、農林水産業費県補助金、節2 林業費補助金、森林病虫害等防除事業（伐倒駆除）につきましては、こちらの事業では7年度に350立米の伐倒駆除を実施する予定であります。伐倒駆除を実施する地域は、現在のところ決定しておりませんが、今後の松くい虫被害の状況を見る中で対応してまいりたいと考えております。

財政係長（宮嶋君） 予算書20ページ、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 基金繰入金、基金の残高の質問についてお答えいたします。

財政調整基金については、7号補正までの残高は25億2,100万7千円、令和7年度当初予算で基金からの繰入金は5億6,600万6千円、一方、積立金は基金利子分318万3千円を見込み、残高は19億5,818万4千円でございます。

続いて、ふるさとまちづくり基金については、7号補正までの残高は1億2,334万9千円、令和7年度当初予算で、基金からの繰入金は令和6年1月から12月までのふるさと寄附金分8,278万1千円と8,408万1千円を繰り入れ、一方、積立金はふるさと寄附金

1 億円と基金利子分 1 6 万 3 千円を見込み、残高は 1 億 3, 9 4 3 万 1 千円でございます。

企画政策課長（竹内君） 予算書 2 1 ページ、款 2 0 諸収入、項 3 貸付金元利収入、目 1 貸付金元利収入、節 2 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の質問につきまして、令和 7 年 2 月末現在で申し上げます。残高につきましては、2, 4 4 2 万 2, 5 0 4 円、人数は 5 人、件数は 7 件となっております。

議長（滝沢君） ほかに歳入。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

3 番（塚田さん） 私からは、ページ 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、0 1 0 7 1 1 観光一般経費、1 8 0 4 5 観光振興イベント補助金の内容についてお聞きします。

商工農林課長（北村君） 予算書 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、観光一般経費、観光振興イベント補助金につきましては、ステキさかき観光協会が主体となって実施いたします、食や自然、歴史文化、温泉などのその土地ならではの魅力を総合的に体感する温泉ガストロノミーウォーキング事業に対する補助金であります。

約 8 キロのウォーキングコースを設定しまして、坂城町の観光スポットをゆつくりと巡りながら、坂城町ならではの軽食やお酒を参加された全国各地の方に楽しんでもらいたいと考えておりまして、保険料等の運営費、マップの作成料、コース認定料等の費用を補助金として計上させていただきました。

5 番（水出君） 8 件の質問をお願いします。まず 1 番目、ページ 4 3 ページ、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、説明ナンバーで 1 2 0 0 2 固定資産評価基礎資料整備 1, 2 4 5 万円。前年度は 5 5 0 万円だったと思いますが、増額となっております。内訳をお願いします。

二つ目、ページ 9 8 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、説明ナンバーで 1 8 0 4 1 商工業振興補助金、前年度より 2 0 0 万円ほど減額になっております。その減額の原因をお聞かせください。

3 番目、9 9 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、説明ナンバー 1 4 0 0 1 観光案内看板設置工事 1 0 0 万円、看板の内訳を教えてください。

4 番目です。ページ 1 0 0 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 4 商工企画費、説明ナンバー 1 4 0 0 1 施設改修工事 7 7 0 万円の内訳をお願いします。

5 番目です。1 0 1 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 4 商工企画費、説明ナンバー 1 8 0 4 4 坂城町コトづくりイノベーション補助金 3 0 0 万円ありますが、給付条件を教えてください。

6番目の質問です。111ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、説明ナンバー14005遊具整備等工事129万8千円。前年度より減額になっておりますが、前年度の整備待ちのものがあるのかも含めて、減額理由を教えてください。

7番目、113ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、説明ナンバーが12008乗合タクシー運行業務1, 520万円。こちらは本格運用がデマンド交通は始まると思いますけれども、前年度の試験運用からは大幅増額になりますが、その内訳を教えてください。

最後、8番目です。113ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費、説明ナンバーが18028しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金2, 907万3千円、前年度よりこちらも大幅増額になっております。その増額理由を教えてください。以上です。

収納対策推進幹（細田さん） 予算書43ページ、款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費のうち、12002固定資産評価基礎資料整備1, 245万円の内訳と増額理由についてお答えいたします。

こちらの委託料は、固定資産税につきましては3年に一度評価替えを行っており、令和7年度予算は、次回の令和9年度の評価替えに向けての作業の委託費用となっております。令和6年度から作業を始めておりまして、2年目となる令和7年度は、路線敷設の見直しや現地調査、あと時点修正後の路線化算定など、路線に係る関連業務を実施するほか、毎回2年目に実施する業務といたしまして、標準宅地の不動産鑑定評価を実施する予定としており、この分が増額となっております。

商工農林課長（北村君） 私からは、予算書98ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、商工業振興補助金の減額の理由についてご説明いたします。

この補助金につきましては、事業所が設備投資により事業資産を取得した際の固定資産分を翌年度補助金として交付する制度であります。

昨年より200万円減額とした理由といたしましては、4年度の決算額が約630万円、5年度の決算額が約650万円、6年度の決算見込みにつきましても790万円程度であったことを考慮して、800万円の予算計上とさせていただきました。

続いて、99ページから100ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目3観光費、観光案内看板設置工事の内容につきましてですが、国道18号線田町交差点の観光案内看板が日焼け等の影響により色があせ、見えにくくなってきておりますので、書き換えを行うものがあります。

続きまして、100ページの款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、施設改修工事770万円の内容につきましては、B. Iプラザの屋根の防水工事費用であります。場所といたしますと、B. Iプラザの玄関を入りまして右側の屋根部分、約240平米の防水工事を行

う計画としております。

続きまして、最後にページ101ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、コトづくりイノベーション補助金の給付条件についてのご質問をいただきましたけれども、この補助金は、町内の意欲ある事業者、またはその企業グループが実施する地域の発想や工夫による地域課題に対応した新製品開発等の事業に要する経費に対して、補助金を交付する制度であります。

交付対象者は、町内に主たる事業所を有する事業者などで、町内のニーズに対応した新製品開発等に取り組む事業、または町内特有の資源を活用した新製品開発等に取り組む事業が対象となりまして、補助対象経費の2分の1以内、補助金の上限が100万円となっております。また、中小企業である場合は、補助対象経費の3分の2以内を対象としまして、こちらも補助金の上限が100万円と、こういった条件の補助制度となっております。

建設課長（堀内君） 予算書111ページ、款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費、公園管理一般経費のうち、遊具整備等工事につきまして、前年度比減額の理由はについてお答えいたします。

遊具整備等工事費につきましては、びんぐしの里公園ローラー滑り台のローラーの交換を予定しております。

前年度比較につきましては、前年度は、ローラー滑り台のほか、からくり時計のモーター交換の修繕に係るものを計上しておりましたことから、その分が減となっております。なお、新年度、現時点におきまして整備待ちのものはございません。

続きまして、予算書ページ112ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費中、高速交通対策一般経費、乗合タクシー運行業務につきまして、前年度費用との差額の理由はについてお答えいたします。

本事業は、乗合タクシーの運行についてタクシー事業者へ委託を行うもので、運行時間について実証実験中の令和6年度、今年度までにつきましては5時間であったものを、本運行にあたりまして、令和7年度からは8時間の運行と、3時間拡大することが主な増額内容であります。

続きまして、予算書113ページ、同じく高速交通総務費中の高速交通対策一般経費しなの鉄道鉄道軌道安全輸送設備等整備負担金の大幅増額の理由はということについてお答えいたします。

こちらにつきましては、しなの鉄道におきまして利用者の利便性向上、地域の活性化を図るため、交通系ICカードSuica、こちらを全線全駅に導入し、2026年春のサービス開始を目指すということであります。

これにつきまして、沿線市町におきまして、その整備経費について従来の出資割合に応じ負

担する負担金が増額の主な理由であります。

議長（滝沢君） 次に、11番 祢津明子議員。

11番（祢津さん） 3点お願いいたします。ページ73ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援費、010447子育て支援事業、18041ベビーシッター利用支援補助金55万5千円、この詳細をお願いいたします。

次に、ページ77ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、010405乳幼児健診事業、12012の1か月児健康診査42万3千円、こちらの詳細もお願いします。

最後、ページ78ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、010406予防接種事業、12008麻疹等予防接種4千万円、この主なもので結構ですので、内訳を教えてください。以上です。

子ども支援室長（橋本君） 予算書73ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て支援費、子育て支援事業のうち、ベビーシッター利用支援補助金55万5千円につきましては、仕事や用事により、一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを安心して利用できる環境を整え、育児負担の軽減など子育て家庭を応援するものであり、町内在住の小学6年生までのお子さんを対象に、ベビーシッターを利用した際の費用のうち、保育料につきましては1時間当たり保育料の2分の1の額と1,500円のうち低い額を、年48時間分を上限に補助すること、また、交通費の一部についても補助するものであります。

保健センター所長（川島君） 予算書77ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、乳幼児健診事業の節12、1か月児健康診査委託料につきましてお答えをいたします。

身体の異常の早期発見等を目的といたしまして、生後1か月頃、おおむね生後4週間から6週間までの乳児を対象に、医療機関におけます健康診査の健診費用は全額公費負担により実施するものであります。4月1日以降に生まれた乳児が対象となりまして、実施する医療機関へ支払います委託料といたしまして、70人分を計上しております。

続きまして、予算書78ページ、予防接種事業の節12麻疹等予防接種委託料4千万円の主なものにつきましてお答えいたします。

こちらは、予防接種を実施していただきます医療機関に支払う委託料となります。まず、来年度から新規に始めます高齢者の带状疱疹予防接種につきまして、接種見込者といたしまして500人分、1,431万8千円を、また、65歳以上の高齢者の方を対象といたしまして実施いたしますインフルエンザ予防接種につきまして、接種見込者3,500人分、1,340万5千円を、そのほか、乳幼児等を対象といたしました予防接種の委託料として計上しております。

議長（滝沢君） 12番 大日向進也議員。

12番（大日向君） 4点お願いします。予算書52ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目

3 老人福祉費、高齢者補聴器購入助成事業、これの開始の時期と助成までの流れについて。

次に、ページ 82 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 環境保全対策費、河川水質調査等、これは委託先、調査を行う時期、河川の場所は町内どことなるのでしょうか。

次に、ページ 117 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、県衛星系防災行政無線設備更新工事、この工事の内容についてお願いします。

それと最後、ページ 125 ページから 130 ページの款 10 教育費、項 2 小学校費、3 小学校、中学の教育振興費中の就学援助費について、各校の来年度の見込みの人数は何名となるのでしょうか。以上、お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書 52 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 老人福祉費、老人福祉町単事業について、高齢者補聴器購入費助成事業補助金の開始時期と流れについてご説明いたします。

この事業は、令和 7 年度から新たに開始するもので、日常生活に支障が生じ、社会参加が困難とならないよう、中等度の難聴を抱える高齢者を対象に補聴器の購入費用に対し助成を行うものであります。

対象は、町内に住所を有する 65 歳以上の方で、身体障害者手帳の交付を受けていない、一定程度の難聴状態にあるなど、いくつかの要件がございます。

手続といたしましては、まず、補助金交付の対象となることを窓口でご相談いただくか、広報等でご確認をいただき、医療機関での医師の証明書と、対象となる補聴器等の購入とその領収書を申請時に併せて提出いただくことになります。

補聴器等の購入は 4 月 1 日以降のもので、購入後 3 か月以内に申請手続きを行っていただき、町では提出書類を確認後、購入費用の 2 分の 1 以内、3 万円を上限に助成を行うものであります。

住民環境課長（山下君） 私からは 2 点、お答えいたします。

82 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 環境保全対策費の節 12 委託料のうち、12006 河川水質調査等 239 万 5 千円につきましては、こちらは主要河川・用水の 15 か所、調査項目 14 項目及び福沢川の 5 か所、こちらについては 6 項目の調査項目を定点定期観測で、6 月、9 月、12 月と翌年の 3 月の年 4 回調査を行っております。また、地下水につきましても、定点 30 か所、不定点 20 か所の計 50 か所を年 1 回、こちらは 4 項目の調査を行っております。なお、委託業者につきましては入札により決定をしております。

続きまして、116 ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費の節 18 負担金補助及び交付金のうち、18025 県衛星系防災行政無線設備更新工事負担金 1,919 万 6 千円につきましては、こちらは長野県が通信衛星や IBM を介して防災情報や行政情報の伝送を行う衛星系防災行政無線設備における第 2 世代システムの運用終了に伴い、必要となる端末局の

更新向上を行うもので、県及び県内全市町村が更新の対象となります。

更新につきましては、県が一括発注を行い、順次市町村のシステムの更新工事を行い、市町村は、その経費について負担金で納めるものというようになっております。以上です。

教育文化課長（長崎さん） 予算書 125 ページから 131 ページにかけての款 10 教育費、項 2 小学校費、各小学校の教育振興費及び項 3 中学校費、目 2 中学校の教育振興費につきまして、就学援助費についてのご質問にお答えいたします。

就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難となっている児童生徒、また特別支援学級などに通う児童生徒などに対し、これまで学校で使う学用品などの必要な費用について、保護者の負担軽減を図るために町が就学援助を行っているものでございます。

令和 7 年度の就学援助費の対象者の見込み数につきましては、南条小学校は 56 人、坂城小学校では 34 人、村上小学校では 27 人、坂城中学校では 55 人、小学中学校全体では前年と比較して 17 人の減を見込んでいるところでございます。

議長（滝沢君） 9 番 玉川清史議員。

9 番（玉川君） 2 点お願いします。予算書 47 ページ、款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 委託統計調査費、010267 国勢調査（本調査）、国勢調査の人員体制について説明をお願いします。

次に 108 ページ、款 8 土木費、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、これの住宅管理一般経費についてですが、町営住宅等の入居率と運営計画について説明をお願いします。

企画調整係長（宮原君） ページ 47 ページ、款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 委託統計調査費、説明番号が 010267 の国勢調査（本調査）、こちらの人員体制はということでございますが、調査員につきましては 116 名、指導員数 11 名、あと非常勤職員 1 名の体制で実施する予定としております。

建設課長（堀内君） ページ 108 ページ、款 8 土木費、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費中、住宅管理一般経費について、町営住宅の入居率と運営計画はとのご質問にお答えいたします。

町営住宅の入居率といたしますと、219 戸のうち 111 戸の入居で 50.7% でありますが、事業用地、老朽化等で募集停止となっている 81 戸を除きますと、実質 80.4% となっております。

今後の運営計画につきましては、様々な事業関連や老朽化の進む住宅につきましては、計画的な統廃合について検討しているところであります。

議長（滝沢君） ほかにございますか。10 番 山城峻一議員。

10 番（山城君） 1 点だけ確認でお聞きしますが、ページは 51 ページになりまして、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費で、説明のところの 18047 結婚新生活支援補助金、これが昨年と比べ 60 万円、結構この額としては大幅な増額だと思うんですが、その増

額の理由を教えてください。お願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書51ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明番号18047結婚新生活支援補助金の内容についてお答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、若者と結婚の支援、少子化対策の一環として、婚姻した世帯の町内での新生活をスタートする応援のための住宅費の購入、また引っ越し、リフォームなどに係る経費を補助しております。

昨年度に引き続き、継続として補助をする、年齢に応じて限度額も設けられておりまして、それに対する補助を行うわけですが、令和6年度に引き続き限度額まで補助するものでありますので、その経費を見込みまして7年度の増額予算といたしました。

議長（滝沢君） ほかはよろしいですか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号「令和7年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

◎日程第15「議案第19号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

14番（大森君） 3ページ、歳入の3ページですが、款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税ということで、比較で265万円減額になっているんですが、これは恐らく基金の繰入れということで一応調整したかと思うんですが、その辺のいきさつとといいますか、この理由についてお願いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 予算書3ページ、歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の前年度との比較で、265万円少ないということのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、被保険者の減少といったものが主な理由でございまして、新年度の歳入を見込むにあたりましては、条例改正を行いまして、基金の導入により極力大きな上昇を抑えた改正といたしまして、国民健康保険税の歳入の保険料についても見込んでいますところでございます。

議長（滝沢君） よろしいですか。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第16「議案第20号 令和7年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第17「議案第21号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託すること決定いたしました。

◎日程第18「議案第22号 令和7年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（滝沢君） これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（滝沢君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第14「議案第18号」から日程第18「議案第22号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月20日までの8日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、明日１３日から３月２０日までの８日間は、休会とすることに決定いたしました。

次回は、３月２１日午前１０時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 ２時２２分)